

糸島市子ども会育成会連絡協議会第8回役員会・第7回専門委員会

日時：令和5年1月17日（火）19：30～

場所：糸島市役所11、12号会議室

【出席確認】

市子連役員

会 長	副会長	副会長	副会長	顧 問	東 風	前 原	前原南	加布里	長 糸	怡 土
池 田	中 村	村 上	浦	吉 丸	岩 崎	杉 山	林	松 本	黒 木	藤 瀬

一貴山	福 吉	可 也	桜 野	引 津	市子連代表専門委員			指導者の会会長
草 野	佐 藤	二 木	宗	櫻 井	野 口	服 部	川 添	吉 川

代 櫻井

校区専門委員

波多江	東 風	前 原	前原南	南 風	加布里	長 糸	雷 山
鳴 海	竹 原	妹 尾	内 田	東 野	森 岡	今 岡	久保田

怡 土	一貴山	深 江	福 吉	可 也	桜 野	引 津
野 口	谷 口	神 本	川添和茂	行 弘	藤 波	中村隆弘

市子連専門委員

（兼）：市子連役員、校区専門委員との兼任者

斎 藤	中 原	竹原（兼）	服部（兼）	梅 田	池田（兼）	泊
市 山	吉川（兼）	野口（兼）	中村多（兼）	川添雪（兼）	川添和（兼）	

市子連事務局

局 員	局 員
西 原	二 木

出席： 20名

兼任： 3名

事務局： 1名

1 開会のことば

2 協議事項

（1）むかしあそび大会について（資料参照/P3～4）

①開催日時（案／開催時間）

むかしあそび大会：令和5年2月5日（日） 前原小学校体育館

~~14：00受付／14：00～16：00~~

13：00

13：00

②役割分担等

むかしあそび大会： ○会場作り ○受付 ○指導 ○その他

参加スタッフ当日担当決定

開催是非については
1/27 所定に決定

(2) 糸島市子ども会育成会新役員研修会について

①開催日程

◎二丈会場（深江コミュニティセンター 大会議室）

令和5年3月 7日（火）19時00分受付 19時30分～21時00分

◎志摩会場（糸島市健康福祉センター ふれあい 健診研修室）

令和5年3月15日（水）19時00分受付 19時30分～21時00分

◎前原会場（前原コミュニティセンター 大ホール）

令和5年3月23日（木）19時00分受付 19時30分～21時00分

※事前に案内チラシを現会長宛てに郵送しますので、校子連ならびに行政区
子ども会の新会長に案内チラシを配布してください

PDFによる周知でも構いません

②ご協力をお願い

＜二丈会場＞

＜志摩会場＞

＜前原会場＞

会場準備

受 付

進 行

※各会場、18:30にご集合ください

(3) 糸島市子ども会育成会連絡協議会総会について

＜R4 年度実績＞

＜R5 年度予定／案＞

総会準備専門委員会

4月19日（火）

4月18日（火）

総会準備役員会

4月26日（火）

4月25日（火）

市子連総会

5月11日（水）

5月10日（水）

承認

（11、12号会議室予約済み）

(4) 糸島市子ども会育成会連絡協議会規約について（P5～7）

3 その他

(1) 可也校区インリーダー研修会

日時：2月18日（土）

場所：可也コミュニティセンター

(2) 引津校区インリーダー研修会

日時：3月19日（日）

場所：引津コミュニティセンター

糸島市 出前講座「子ども会活動のヒント」
に申込済み

4 福岡教育事務所 吉丸顧問（社会教育主事）より

5 閉会のことば

【次回会議予定】

糸島市子ども会育成会連絡協議会

日時：4月18日 19:30～ 総会準備専門委員会

4月25日 19:30～ 総会準備役員会

場所：糸島市役所11、12号会議室

直通電話：332-2092

FAX： 323-2344

担当：西原、二木

糸島市子ども会育成会連絡協議会主催

(案)

※親子での参加を
呼びかける

元気な糸島っ子集まれ~!!

むかしあそび大会



日 時 令和5年2月5日(日)

~~13:00~~
~~14:00~~ ~ 16:00 (受付~~14:00~~~)

会 場 糸島市立前原小学校 体育館

(糸島市前原東2-2-6)

参加対象 糸島市在住の小学生

要件：子ども会安全共済会に加入していること

参加費

無料

お申し込み 不要です

マスク着用の上、ご来場ください

糸島市子ども会育成会連絡協議会(糸島市役所生涯学習課内)

担当：西原

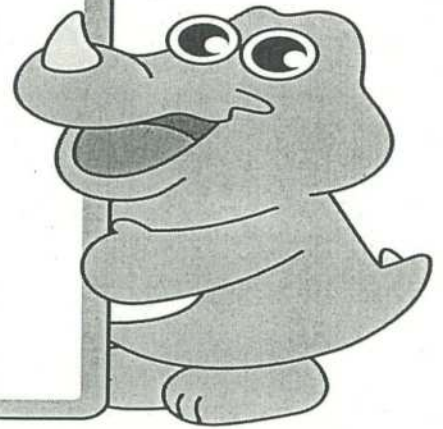
住所：糸島市前原西1-1-1(市役所 新館3階)

TEL：092-332-2092(直通)

FAX：092-323-2344

缶釣りコーナー

魚釣りのさおと針を使って、いろいろな
サイズの缶かんを釣ります



※ モルック、シャッフルボードも追加予定

ひこうきコーナー



自分でひこうきを組み立てて、
ゴムを巻いて、空高く飛ばし
ます

だれがいちばん
飛ぶかな！？

輪投げコーナー

たのしい輪投げを用意しました

みんなで楽しみながら勝負しよう！

ご注意：◎あそびの内容が変更になる場合があります。

◎新型コロナウイルスの影響で開催を中止する場合があります。

糸島市子ども会育成会連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、糸島市子ども会育成会連絡協議会（以下「市子連」という。）と称し、事務局を会長が定めるところに置く。

(組織)

第2条 市子連は、糸島市内の校区子ども会育成会連絡協議会（以下「校子連」という。）の会長、校区専門委員、糸島地区子ども会指導者の会代表、専門委員、監事、顧問並びに事務局をもって組織（以下「市子連構成員」という。）する。

(目的)

第3条 市子連は、校子連の相互の連携を図り、理解と協力のもと連絡協議を行い、地域子ども会の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 市子連は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 子ども会の育成についての調査、研究、連絡、協議に関すること。
- (2) ジュニア・リーダー育成に関すること。
- (3) 子ども会育成会会員、指導者、リーダー等の研修に関すること。
- (4) 子ども会安全共済会に関すること。
- (5) その他、子ども会の育成に必要と認めたこと。

(役員及び任期)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 各校子連会長、代表専門委員3名、糸島地区子ども会指導者の会代表1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 1名

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(校区専門委員等及び任期)

第6条 この会に校区専門委員15名及び専門委員若干名を置く。

2 校区専門委員及び専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、校区専門委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選出)

第7条 役員等の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、各校子連会長及び専門委員の中から1名を選出し、総会で決定する。
- (2) 副会長は、各校子連会長の中から2名、専門委員の中から1名を選出し、総会で決定する。
- (3) 代表専門委員は、専門委員会より3名を互選し、会長が承認する。代表専門委員は会長、副会長を兼務しない。
- (4) 理事は、各校子連会長、代表専門委員3名、糸島地区子ども会指導者の会代表1名で構成し総会で決定する。

- (5) 事務局長は会長が推薦し、総会で決定する。
- (6) 監事は、市子連構成員の中から2名を選出し、総会で決定する。
- (7) 顧問は、福岡県教育庁福岡教育事務所社会教育主事から1名選出する。
- (8) 専門委員は、福岡県プレイリーダー1級指導者研修会修了者、もしくはこれと同等以上の知識、経験を有し、会長が承認した者とする。
- (9) 校区専門委員は、各校子連から1名を選出する。

(任務)

第8条 役員及び専門委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 会長並びに副会長のうち1名は、福岡ブロック子ども会育成会連絡協議会の糸島地区の代表を兼ねる。
- (4) 理事は、会長並びに副会長を補佐し、事業全般にわたる推進実行の要としての職務にあたる。
- (5) 事務局長は、会計、書記等事務全般を担当する。
- (6) 監事は、会の会計を監査する。
- (7) 顧問は、会長の諮問により会の活動に対して助言協力する。
- (8) 専門委員並びに校区専門委員は、市子連の運営・活動が円滑に行われるよう助言・指導を行うとともに、各校子連での指導者並びにリーダーの育成指導を行う。

(会議)

第9条 市子連に次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 専門委員会
- (4) その他、会長が必要と認める会議

(会議の招集)

第10条 会議は会長が招集する。

(総会)

第11条 総会は年1回開催し、新年度の市子連構成員を以って構成する。また臨時総会は、必要に応じて会長が招集し開催することができる。

2 総会は次の事項について決定並びに承認を行う。

- (1) 規約の改廃に関する事項
- (2) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員の選出に関する事項
- (5) その他必要と認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は会長、副会長、顧問、理事並びに事務局長を以って構成する。

2 役員会は次の事項について審議を行う。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 事業の企画、立案に関する事項
- (4) その他必要と認めた事項

(専門委員会)

第 13 条 専門委員会は、専門委員及び校区専門委員を以って構成する。

2 専門委員会は次の事項について審議を行う。

(1) 市子連の運営・活動に関する指導方法、役割

(2) 校子連の指導者並びにリーダー育成に関する指導方法、役割

(会議の構成)

第 14 条 会議は出席対象人員の過半数の出席をもって成立する。

2 議決は出席者の過半数以上の賛成を必要とする。

(経費)

第 15 条 市子連の経費は糸島市青少年育成市民会議補助金、校子連負担金、その他寄付金等をこれに充てる。

(会計年度)

第 16 条 市子連の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(附則)

この規約は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規約は平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規約は平成 25 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規約は平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規約は平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。

申し合わせ事項

- 1 校子連会長から選出される副会長は、下記順番により校区回しとする。ただし、再任は妨げない。
また、校子連から市子連会長選出の場合、副会長は次の校区より選出とする。
- 2 監事は、下記順番により校区回しとする。ただし、会長および副会長と監事は兼務しない。

副会長および監事選出校区順番（任期 2 年）

波多江	東風	前原	前原南	南風	加布里	長糸	雷山
怡土	一貴山	深江	福吉	可也	桜野	引津	

- 3 専門委員の継続再任については、事務局長が年度始めに参画の意思確認を行う。

- 4 糸島市子ども会育成会連絡協議会関連団体

①福岡地区子ども会リーダー

糸島市子ども会ジュニア・リーダーへの指導、援助等を目的とする団体。

②糸島市子ども会ジュニア・リーダークラブ

糸島市子ども会ジュニア・リーダーの自主運営団体。

ジュニア・リーダーとしての知識習得、スキルアップ等を目的とする。

※糸島市子ども会ジュニア・リーダーとは、糸島市子ども会ジュニア・リーダー初級研修会を修了した者を指す。